

第1回総務産業建設常任委員会

令和7年3月13日（木）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第23号 財産の譲与について
- (2) 議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- (3) 議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- (4) 議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (7) 議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- (9) 議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (10) 議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- (11) 議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- (12) 議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- (13) 議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- (14) 議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について
- (15) 議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について

出席委員（7名）

委員長 田中喜登
委員 下平裕次郎
委員 加藤久人
委員 今井政良

副委員長 田口琢弥
委員 桂川いづみ
委員 尾里集務

欠席委員（なし）

委員外議員

議長	中島達也	議員	桂川融己
議員	大西尚子	議員	高井範和
議員	鷺見昌己	議員	森哲士
議員	中島ゆき子		

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
総務部長	野村穰	総務課長	二村卓良
人事課長	今井正典	危機管理課長	青木幹典
危機管理課主任主査	小林康哲	税務課長	江原由佳
まちづくり推進部長	田谷諭志	財務課長	杉山勝彦
市民保健部長	森本千恵	市民サービス課長	二村和男
市民サービス課課長補佐	野中マミイ	観光商工部長	小池雅之
観光課長	今井寛司	商工課長	中林正樹
農林部長	青木秀史	農林部理事	大島愛彦
農務課長	中島康裕	林務課長	成瀬武晴
上下水道部長	今村正直	水道課長	岩田考広
下水道課長	谷田部武一	消防長	遠藤丙午
消防総務課長	中田邦博		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田添誠	議会総務課長	細江隆義
議会総務課主任主査	柿ヶ野明広		

○委員長（田中喜登議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

ただいまから第1回総務産業建設常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で定足数に達しており、委員会は成立しています。

なお、2番、3番、4番、7番、9番、12番議員より傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。

また、報道機関から取材の申出がございましたので、これを許可いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いいたします。

○市長（山内 登）

おはようございます。

議会のほうからお認めいただきました全協のときのお話でございますが、高校生の通学費の関係で、ちょっと事前に市民に周知するという事で議会の御了解いただきましたし、昨日も議長のほうには同報無線でもちょっと流させていただきたいということで、事前に御了解はいただいております。

内容については、本当にいろんな多岐にわたるケースがあつて、またこれから市民の方々からいろんな御要望とか御相談もあろうかと思ひます。真摯に丁寧にもつて進めていきたいと思ひますし、これ今回が初めてでございますので、また1年かけてじっくりといろんなケース、パターンも研究しながら、また皆さん方の、議員の方々の方にもいろんな御意見が地元の方々から上がってくると思ひますので、また皆さん方からもいろんな御意見を賜りながら、またよりよい制度に順次修正をかけていくという方向で進んでまいりたいと思ひます。

本日の委員会も付託案件、そして報告、協議事項、たくさんございますので、どうぞよろしく御審査のほうお願いをいたします。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

続いて、議長、挨拶をお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

おはようございます。

昨日も3時頃まで熱心に議論していただきました。今日も職員に関わる条例改正等15件の付託案件でございますので、しっかり議論していただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひします。

○委員長（田中喜登議員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔・明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐるといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いたします。

本日は、令和7年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第23号から議第31号までの9議案及び議第37号から議第42号までの6議案、合わせて15議案について審査いたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまより付託案件の審査に入っていきます。

議第23号 財産の譲与について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（中田邦博）

議第23号 財産の譲与につきまして説明をさせていただきます。

議案書54ページを御覧ください。

1. 譲与する財産。譲与する財産は、下呂市消防団小坂方面隊の小坂町区の消防車両を駐車していた車庫になります。建物名称は小坂町消防機庫で、所在地は記載のとおりでございます。

構造は鉄骨造で、延べ床面積は21.15平方メートルです。

2. 譲与する相手方につきましては、小坂町区長 野尻嘉幸氏でございます。

3. 譲与する理由になりますが、令和6年度事業で施工しました小坂町消防詰所の新築整備に伴いまして、使用を終了する川井田集会場併設の消防機庫につきましては、小坂町区より防災施設として使用したい旨の要望がありましたので、譲与するものでございます。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、ただいまの議第23号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で議第23号についての質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

午前9時35分 休憩

午前9時35分 再開

○委員長（田中喜登議員）

再開いたします。

続いて、議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○総務課長（二村卓良）

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書55ページを御覧ください。

議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由でございます。

部の位置づけである金山病院事務局を市民保健部所管の課とすること及び各部の分掌事務の見直しを行ったことに伴い、当該条例を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきますので、議案書59ページを御覧ください。

改正理由は先ほどと同様でございますので、2の概要から説明をさせていただきます。

概要の(1)各部の分掌事務を改めます。第2条関係。これは市民保健部の分掌事務に金山病院の管理運営に関するものを加えたほか、これまでの分掌事務を現状に合うように改めて見直したものでございます。

(2)この条例は、令和7年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第24号についての質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

続いて、議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

おはようございます。

それでは、議案書60ページをお願いします。

議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

昨年の救急車の事故を受けて、再発防止策を講じるべく消防業務に従事する人員を増員するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細は議案書で説明をいたしますので、62ページを御覧ください。

条例要綱です、すみません。

改正理由は、議案書に同じですので省略します。

2の概要でございます。

職員定数を改めます。条例中、消防機関の事務部局について定数の93人を97人に改め、合計を668人から672人に変更するものです。第2条関係です。

2番、この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第25号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

以上で、議第25号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

それでは、議案書の63ページをお願いします。

議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直し等を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱にて説明いたしますので、109ページを御覧ください。

1の改正理由は、議案書に同じですので省略をします。

2の概要を御覧ください。

(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）です。

①早期昇格時等の給与を改善するため、各給料表の給料月額を最低水準を引き上げます。別表第1関係です。

②令和6年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、職員手当等を見直します。第14条、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第23条の2、第23条の3、第25条関係です。

③小坂老人保健施設で勤務する介護職員の職務・職責に応じた給料とするため、福祉職給料表を導入します。別表第1、別表第2関係です。

(2)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条）です。

①特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給します。改正前の年間の期末手当につ

いては3.4月、勤勉手当については成績優秀者のみに給料月額1.9月の業績手当として支給となっていました。改正後はこれを期末手当1.9月、勤勉手当1.75月の合計3.65月の支給とするものでございます。第7条、第9条関係です。

(3)この条例は、令和7年4月1日から適用します。

(4)令和7年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において、下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が所属していた職務の級が附則別表に掲げられていた職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とします。附則第2項、附則別表関係です。

(5)施行日前に職務の級を異にした異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動または当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができます。附則第3項関係です。

(6)施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後給与条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第2項中「(5)重度心身障がい者」とあるのは「(5)重度心身障がい者 (6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とします。附則第4項関係です。

(7)第1条に規定する改正後給与条例第16条第4項及び第16条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用します。附則第5項関係です。

(8)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。附則第6項関係でございます。

主な内容としましては、職務・職責に重視し、能力実績により反映できるように国で給料表の見直しを行ったこと、またさきの人事院勧告による職員手当の見直しによるものでございます。また、小坂老人保健施設で勤務する介護職員の専門性や職務内容により適した福祉職給料表を導入するという事です。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第26号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（加藤久人議員）

条例改正に直接関係は、そういうことではないんですが、ちょっと関連した形でお聞きさせていただきたいんですけども、当然に人事評価制度というのは取り入れてやっておられることと

思いますけれども、どうしても年功序列の部分が民間と思うと強くなってきておるような気もしないでもないんですが、やる気のある優秀な子をどんどん引き上げていかれるについてのその辺のお考え、どういった形で進めておられるか、ちょっとお考えを伺えればと思いますので、お願いいたします。

○総務部長（野村 穰）

公務員、かつては年功序列というような体制がありました。現状でもその流れをくんでおりますけれども、昇格、昇給におきましては人事評価、あるいは昇格に当たり試験をしております。そういったもので実力のある者、力のある者を昇格させる、昇給させる、そういった体制に今変わりつつありますので、その辺りは御理解願います。

○委員（加藤久人議員）

ありがとうございます。

ぜひとも、やはり先ほど申しましたように、やる気のある優秀な方はどんどん引き上げていただくということでない、特に今民間でもそういった色を強くしておりますので、ぜひとも公務員の中でもそうやって色は強くしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第26号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書111ページを御覧ください。

議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

国の令和6年の人事院勧告に準じて必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱のほうで説明をさせていただきますので、議案書は119ページを御覧ください。

1の改正理由は、議案書に同じですので省略をいたします。

主な内容としましては、さきの人事院勧告に伴い、パートタイム及びフルタイム勤務の会計年

度任用職員に支給する期末手当、勤勉手当の支給率を引き上げるものでございます。

2の概要を御覧ください。

(1)下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正(第1条)です。

①下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。次表のとおり期末手当が、改正前が1.375月から改定後は1.4月に、同じく勤勉手当については、改定前が0.975月から1.0月に引き上げるものでございます。第7条、第7条の2関係でございます。

(2)下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部の改正(第2条)関係です。

下呂市第2号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり引き上げます。期末手当の年間支給率について、改定前は1.375月でしたが、こちら改定後1.4月、勤勉手当につきましては、改定前0.975月が改定後は1.0月に引き上げられるものでございます。第16条、第19条関係でございます。

②国の人事院勧告に準じて、下呂市第2号会計年度任用職員の給料表を引き上げます。別表第1関係です。

(3)この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長(田中喜登議員)

それでは、議第27号についての質疑を行います。

質疑はございませんが。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第27号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長(今井正典)

よろしく申し上げます。

それでは、議案書121ページを御覧ください。

議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改めるなど特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細を条例要綱で説明いたしますので、124ページを御覧ください。

1の改正理由については、議案書に同じですので省略をします。

2の概要です。

(1) 消防業務手当のうち隔日勤務者に支給する手当について、月額支給から勤務回数に応じた支給方法に改めます。第22条関係です。

(2) 消防業務手当について、次条に規定する緊急消防援助隊出動手当が支給される場合は支給しません。第22条関係です。

(3) 消防業務手当のうち火災や救助等に出動した職員に支給する手当について、その出動内容とその出動回数に応じた支給方法に改めます。第22条関係です。

(4) 消防庁長官の求め等により緊急消防援助隊として出動した職員に、緊急消防援助隊出動手当を支給します。第22条の2関係です。

(5) この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第28号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で議第28号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

よろしく申し上げます。

それでは、議案書125ページを御覧ください。

議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

令和6年8月8日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において示された仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目に基づき、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細を条例要綱にて説明をさせていただきますので、議案書131ページを御覧ください。

1の改正理由は、議案書と同じですので省略をいたします。

主な内容としましては、育児を行う職員の深夜勤務や時間外勤務の免除の請求可能な対象範囲の拡大、もう一つは、介護を要する職員に対して業務と介護の両立を支援する制度について周知や意向を確認するなど、必要な措置について規定をするというのがこの趣旨でございます。

2の概要です。

(1) 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条）です。

①時間外勤務免除の請求が可能となる職員の範囲について、3歳に満たない子のある職員から、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大します。第8条の4第2項関係です。

②介護に直面した旨の申出をした職員に対する個別の周知・意向確認について及び介護に直面する前の段階（40歳に達した職員）での介護休暇等に関する情報提供について定めます。第16条の3関係です。

③職員が介護両立支援制度等を利用しやすい勤務環境を整備するための措置について定めます。第16条の4関係です。

④地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条項ずれが生じたため改正します。附則関係です。

(2) 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条）です。

①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれが生じたため改正します。第19条関係です。

(3) この条例は、令和7年4月1日から施行します。ただし、附則第2項の規定については、公布の日から施行します。附則第1項関係です。

(4) 第1条の改正後の3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員による時間外勤務制限に係る請求手続について、この条例の施行日前に行うことができるものとします。附則第2項関係でございます。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第29号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

おはようございます。

1点だけちょっと教えてください。職員の時間外勤務免除ということで、対象者はどのような、何人ぐらい見えるかということと、あとは日直とか宿直があると思うんですけど、そういったものも含まれるということだと思うんですけど、その辺についての影響があるかないか、その辺だけお願いします。

○人事課長（今井正典）

すみません、今から始まる制度、ちょっと正確な数字というのはこれからということにはなるんですけども、深夜勤務というのはなかなかないと思うんですけども、一定の時間外勤務は当然あると思いますので、そこについてはこういう制度があるということ、周知はしっかり努めていきたいというふうに考えております。

宿日直につきましても、一応事前に一定の事情がある、例えば障がいがあるとか、そういう事情がある職員については免除ということにはなっておりますけれども、育児短時間とか、その辺

については事前の申請で免除ということにはしております。以上でございます。

○委員（今井政良議員）

今の宿日直の関係では特別免除はないという状況やね、今の段階では。今後はこういったものも免除の対象になるということでないのかな、免除申請して。ちょっとその辺だけお願いします。

○人事課長（今井正典）

そういうことになります。

現にそういう制度もございますので、同じように宿日直についても対応ができるというふうに考えています。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第29号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○人事課長（今井正典）

それでは、議案書133ページを御覧ください。

議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出です。

提案理由です。

高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えること、職員が自発的に自己啓発や修学するための環境を整えることを目的に、地方公務員法に定める各種休業を導入するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、詳細を条例要綱で説明をさせていただきますので、144ページ御覧ください。

1の改正理由については、議案書と同じですので省略をいたします。

2の概要ですが、主な内容については、現在下呂市につきましては配偶者同行休業のみ、これは条例が制定されておりますけれども、定年延長や再任用などで高齢の職員が増えつつある下呂市の現状を踏まえまして、今回高齢者部分休業の規定を定めるもので、併せて多様な働き方支援の一助ともなります修学部分休業や自己啓発等休業についても新たに規定するというのが趣旨でございます。

それでは、2の概要を御覧ください。

(1)配偶者同行休業以外の休業も規定することから、題名を改めます。題名関係です。

(2)高齢者部分休業、修学部分休業及び自己啓発等休業について規定する根拠法令を追記します。地方公務員法第26条の2については修学部分休業、同法第26条の3が高齢者部分休業、同法第26条の5が自己啓発等休業、同法第26条の6が配偶者同行休業となります。第1条関係です。

(3) 修学部分休業及び高齢者部分休業（以下「修学部分休業等」といいます。）の休業する時間に関する事、高齢者部分休業が認められる期間、修学部分休業の対象となる教育施設、修学部分休業が認められる期間及び高齢者部分休業が認められる年齢について定めます。第2条関係です。

(4) 修学部分休業等の承認の取消し、短縮及び延長について定めます。第3条関係です。

(5) 自己啓発等休業の要件、休業期間及び教育施設の課程について定めます。第4条関係です。

(6) 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動について定めます。第5条関係です。

(7) 自己啓発等休業の期間の延長について定めます。第6条関係です。

(8) 自己啓発等休業の承認の取消事由について定めます。第7条関係です。

(9) 自己啓発等休業をしている職員の大学等履修状況または国際貢献活動状況を報告することについて定めます。第8条関係です。

(10) 申請の対象とする休業名を追記します。第9条関係です。

(11) 引用条文を改めます。第11条、第13条、第16条、第17条関係です。

(12) 配偶者同行休業の期間を再度延長できる特別な事情について定めます。第14条関係です。

(13) 配偶者について定めます。第15条関係です。

(14) 修学部分休業等をしている職員の給与の取扱いについて定めます。第18条関係です。

(15) 自己啓発等休業をした職員の職務復帰後の号給調整について追記します。第19条関係です。

(16) 本市の退職手当に関する事は、岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例に定めてあることから、条を削除します。第20条関係です。

(17) この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第30号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第30号についての質疑を打ち切ります。

執行部入れ替わりのため、暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

午前10時03分 再開

○委員長（田中喜登議員）

再開いたします。

議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○市民サービス課長（二村和男）

私のほうからは、税率改正（案）について説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

1. 税率改正（案）について。

国民健康保険税の税率は、県への納付金や国保事業の実施状況及び県から示される下呂市の標準税率などを鑑みながら、国保財政が健全に運営されるよう設定しています。下呂市国保では、コロナ禍等への対応として1人当たり税額を令和3年度から令和5年度まで3年連続で引き下げ、令和6年度においては前年度と同率とし、令和6年度当たりの税額は県内21市で低いほうから2番目となっております。

人口減少や社会保険の適用拡大により、国保加入者は減少しています。一方で、医療の高度化等により1人当たりの医療費は増加傾向にあり、また国からの交付金等が減少したため、県への令和7年度納付金の1人当たり金額は前年度より7,000円増加し、納付金全体でも増加しています。また、国保の県内統一化に向け、岐阜県の示す標準税率に近づけながら、円滑な統一化に備える必要があります。岐阜県においては統一時期が定まっていますが、国は令和15年度を目標としています。しかし、昨今の物価高騰による家計への影響も十分に考慮する必要もあります。こうした現状から、基金の運用により急激な国保税の増加を抑え、被保険者1人当たり税額を令和6年度より3,000円の増加と提案します。本案の税率でシミュレーションしたところ、基金を1億1,571万4,000円投入する必要があると試算しております。

改正案の表を御覧ください。

今回の改正案の税率はこの表のとおりでございます。試算では、1人当たり年間合計額が平均11万9,596円となっております。この平均額を令和6年度の国保税率による額と比較すると、約3,000円の増額ということになります。

表の下を御覧ください。

改めてになりますが、改正のポイントとしては、令和6年度よりも平均税額を3,000円引き上げ、基金を1億1,571万4,000円投入すると試算しています。

次に、4ページを御覧ください。

この表は、年度ごとの税率の推移を一覧にしたものです。一番下から2行目が令和7年度の税率案で、一番下の列は岐阜県が算定した下呂市の標準保険税率となります。

次に、5ページをお願いします。

上段の表は医療費の推移を示したものです。平成27年度から令和6年度までの数値を載せております。令和6年度については推計値となっております。被保険者数と費用額は年々減少傾向にありますが、表の右端の欄、1人当たりの費用額は増加傾向にあります。下段は岐阜県への納付金の推移を表示したものです。1人当たりの納付金は増加傾向にあり、令和7年度は納付金も令和6年度より増加しています。

次に、6ページをお願いします。

グラフは、平成30年度から令和7年度までの基金残高と繰越金の合計です。下の表に金額を記入しておりますが、5年度分までは決算額、6年度は3月補正後の予算額、7年度は当初予算について基づいた数字となっております。6年度以降の予算のため繰越金額は入れておりませんが、

決算では予備費のほか、収支の差額により生じた余剰金を繰り越します。令和7年度予算では、1億1,571万4,000円の基金の取崩しが必要であると試算しております。

次に、7ページをお願いします。

この表は、令和7年度税率（案）で実際に国保に加入してみえる世帯に賦課した場合の1人当たりの保険税額を所得階層別に見たものです。令和6年度の所得により試算しています。来年度の本算定時には、所得の増減により保険税額も変わっていくことになります。表中の青色の箇所、これは7割軽減者となります。肌色の部分は5割軽減者、黄緑色は2割軽減者となります。

10ページをお願いします。

これは国保の加入者の状況になります。

(1)は、国保加入者数と市民全体に占める加入率の状況です。

(2)は、1月末時点での国保加入者の年齢構成となっています。60代以上の方が占める割合が約65%となっています。

一番下、(6)ですが、国保加入者の1人当たりの総医療費となっています。

税率改正案の説明は以上です。

○税務課長（江原由佳）

よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、現在国会で審議中の令和7年度下呂市国民健康保険税の改正について御説明させていただきます。

ページが戻りまして、委員会資料の8ページになります。

こちら、今回の議案のほうには載っておりませんが、税制改正に伴いまして条例改正が必要であるため、併せて御説明させていただきます。

8ページの2番、令和7年度の税制改正（案）の概要です。

令和7年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の負担の公平性を図るため、2点の改正が盛り込まれました。1点目は5割及び2割の軽減措置の拡充、2点目は課税限度額の引上げとなります。

初めに、1点目の①5割及び2割の軽減措置の拡充から説明します。

軽減措置については御存じの方もいらっしゃると思いますが、簡単に説明いたします。1人当たりに課税される均等割と1世帯当たりに課税される平等割について、所得に応じて7割、5割、2割の一定の割合で軽減する措置のことになります。今回の税制改正において、このうち5割軽減と2割軽減措置の対象者の範囲が拡充されるものとなります。

下の表を御覧ください。

軽減判定に係る所得基準額の一覧表になりまして、中段の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額が29万5,000円から30万5,000円の1万円、その下、2割軽減につきまして同様に、54万5,000円から56万円の1万5,000円引き上げられることとなります。

続きまして、課税限度額についてです。

次のページの資料の9ページをお願いいたします。

②の課税限度額について説明いたします。こちらのほうですが、医療分について1万円、後期高齢者支援課税分について2万円アップしまして、全体的に総額で3万円引き上げられまして、106万から109万円となります。こちら、下のグラフについては全体的なイメージ図となります。課税限度額につきましては、国保税は加入者の所得や世帯の人数などに応じて計算をしておりますが、高所得世帯に対して際限なく課税するのではなくて、税額に上限を設けています。

また、このグラフの下の米印の部分をご覧ください。

こちら、高齢化の進展等によりまして医療給付費などが増加する一方で、被保険者の所得が伸び悩んでいる状況でありますので、課税限度額の引上げを伴わずに今回の税率のみ引き上げた場合には、高所得層の負担が変わらない中で、中間所得層の負担が重くなってしまうという状況になります。こうした中で、国としても課税限度額を引き上げることで、低中間所得層に配慮した国民健康保険税の見直しが可能になるというものになります。

あと、参考までに今後の予定について説明します。

3月中に法案が成立しまして、4月1日施行の地方税法改正となりますことから、毎年のごとくでございますが、専決処分にて対応し、後ほど御報告させていただく予定であります。よろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。御審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第31号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（加藤久人議員）

まず、よく分からない中での質問になるんですけれども、これは例えば、先ほどの説明書の4ページを開いていただきたいんですけれども、これの中ですと、例えば、本当に例えばなんですけれども、基準総所得が300万円の方で、県が算定した下呂市の標準税率に当てはめると、既存と思うと、5万円以上増えてくるというような医療給付、後期高齢者の分は入れずに一番左にある医療給付費分だけで見ても、ぐらいに増えるということになってくるわけなんですけど、今の状況を見ると、基金等を取り崩していくということになると基金も、6ページに書いてあるように、今現在ですと2億6,000万ということで、だんだん減ってきておるといような状況になってくるわけなんです。ですから、ここから先のことを考えると、市民にとっては改正されるとぐっと上がる。ですけど、やっておられる対象にしてみると基金も減ってくるから、今後じゃあどうしようかとなると、基金を取り崩さないとなると、一般財源を入れるしかないということになってくるかなと思うんですけれども、今後その辺はどういった方向を進めていかなければいけないと考えておられるか、少し、考えをお伺いしたいと思うんですが。

○市民サービス課長（二村和男）

御指摘のとおり状況なのですが、まず今は県が示す納付金の金額を納めるという形になっておりまして、医療費の分析もあるんですけれども、前提論として県の示す納付金ですので、県の示す納付金もちろん増加傾向にはあるんですけれども、どのように今後伸びていくかというのなかなか想像しにくいところもあるという前提がございますが、まずは基金を活用しながらしていくという話が前提論なんですけれども、ちょっと先の話なんではっきり分かりませんが、今のところ、一般財源の投入というのは市としては考えてなく、税と基金両方で何とかやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいですか。

○委員（加藤久人議員）

よく分からないところですけど、大変厳しいという状況ではあるかなと思っておりますので、その辺をよく見ながら、とってやっぱり足りないから、基金を崩さないかんからと上げられても、市民としても大変困るところですね。その辺はよく配慮していただいて、今後も御検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（今井政良議員）

ちょっと一点聞かせてください。医療費の推移の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、平成27年から見ますと、被保険者数もかなり減っておるということで、今後この被保険者数が減り、1人当たりの費用が多くなるというようなことで、今後の見通しをちょっとお聞かせ願いたいということと、今日ちょっとテレビでもやっていたんですけど、病院の関係で非常に赤字が、県下でも7割近くが赤字というようなことで、非常にこころ辺難しいところがあると思うんですが、その辺についての今後の医療費の被保険者の減少に伴う掛金、その見通しについて、もし分かればお聞きしたいんですが。

○市民保健部長（森本千恵）

私からは、この税の推移をどのように、シミュレーションを考えているのかということと、2点目、病院の赤字ですかね。

[発言する者あり]

結構ですか、分かりました。

まず、シミュレーションについてですが、当然皆様方からお預かりしている国保税、基金を上手に使いながら、なるべくお預かりする保険税を引き上げないようにということは考えていることはございます。しかし、お隣というか、近隣にある郡上市などは基金を全て使い切ってしまう、もうそうなりますと、皆様方からの保険税で納付をするしかないというような状況がございます。そうなりますと、6番委員が言われたように、大きな金額の国保税を皆様方からいただくということにもなりかねません。そういったことを、納付額がどのぐらいになるかということと、それから今の基金がどのぐらいあるかということで、毎年度きちんと皆様方からいただく国保税を算定していくというような形を基本に取っております。

もう一点は、やはり医療にかかるということを少なくする、予防ということにも当然力を入れていかななくてはならないというふうに思っております。国保のほうは、そういった皆様方の納付金、いわゆる医療費、かかった分の納付金もございますが、保険者努力支援制度とあって、こちらが努力することによっていただける交付税というか補助もございます。そういったものもきちんと事務のほうで業務をしながら、交付税、交付税というか補助金か、をきちんといただくということにも力を入れまして、なるべく皆様方に御心配かけないような形で税の運営をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（田中喜登議員）

そのほかございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第31号についての質疑を打ち切ります。

執行部入れ替わりのため、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（田中喜登議員）

続いて、議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○商工課長（中林正樹）

議案書の186ページをお願いします。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について。下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。提案理由でございます。

企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するものです。条例要綱で説明させていただきますので、議案書の188ページをお願いします。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同様のため省略させていただきます。

概要は、失効日を定めていた経過措置を削ります。附則関係です。

2つ目は、この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。審査のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第37号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第37号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○下水道課長（谷田部武一）

それでは、議第38号について御説明いたします。

議案書189ページを御覧ください。

議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について。

下呂市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由ですが、下水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。次に、190ページを御覧ください。

当該条例第16条第7号中に記載のある「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものです。

詳細につきましては191ページ、条例要綱を御覧ください。

1. 改正理由ですが、提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要。

(1)「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

(2)この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第38号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっと恥ずかしいことで申し訳ないんですが、この大腸菌群数と大腸菌数という改めるこの理由、それだけちょっと教えてください。

○上下水道部長（今村正直）

今回、大腸菌群数から大腸菌数への基準が変更になるんですが、そもそも大腸菌群数というのは、水中の細菌数を測定する指標の一つですが、大腸菌以外の細菌も含まれているため、いわゆるふん便汚染の指標としてはかなり精度が低いと言われておりました。今回、これを大腸菌数ということで、特定の細菌数に焦点を当てて、ふん便汚染の指標としてより正確な数値をつかみたいということで、今回改定に至ったものと理解しております。以上です。

○委員（今井政良議員）

分かりました。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第38号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について説明をお願いします。

○水道課長（岩田考広）

議第39号について御説明いたします。

議案書192ページを御覧ください。

議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由ですが、水道法施行令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

次に、193ページから200ページまでは御覧のとおり新旧対照表となっております。

続きまして、詳細については、条例要綱について説明いたしますので、201ページを御覧ください。

1. 改正理由ですが、提案理由と同じですので省略いたします。

2. 概要。

(1)水道、簡易水道における布設工事監督者及び水道技術管理者資格要件が緩和されたため、関係条文を改めます。

(2)この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第39号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

すみません、ちょっと教えてください。資格要件が緩和されたということで、反面いいと思うんですけど、日本のあるところではいろいろ布設した管が破裂したとか、そういったことが起きていますね。下呂市の場合は大きな太い管とかはそうないと思うんですけど、そういったどっかかというと専門、専門という、技術的に専門職でない方もそういった監督者としてやられるということで、その施工に対して、やっぱり大丈夫かなと、そう思うんですが、その辺については問題ないんですかね。ちょっと分からないんですけど、技術的なことは。

○水道課長（岩田考広）

今おっしゃられるように、今改められる緩和の要件につきましては、今までの布設工事監督者のほうですと土木工学等の専攻された方ですとなれる、就けるとかあるんですが、今回追加されたのが機械工学とか電気工学、またこれに相当する課程というものとか、下水道部門とか、そういった方向に対しての知識も持たれた大学とか専門学校とかの卒業生の方に対しての緩和措置ともありますので、そういった知識のある方も就かれることもありますし、あとは職員のほうも水道工事に対して10年以上という一応目標というか、実務経験の年数もありますので、それなりに知識のある者が就くと思われま。

○上下水道部長（今村正直）

ちょっと補足をさせていただきますが、今回の見直しの背景には、水道施設の老朽化が進む中で、適切な維持管理を行うための技術者不足というものが深刻化しているという背景もあるかと思えます。また、今回の改正によって、より多くの技術者が水道業界で活躍できるようになり、また水道施設の安全確保や維持管理の質の向上というものを期待しての改正ということで、今回緩和されたからといって技術が極端に低下するということはないと考えております。以上です。

○委員長（田中喜登議員）

よろしいですか、今井委員。

御心配されることは重々分かりますけれども、管の布設した後の出来形の管理が変わるわけではございませんので、品質的に問題はないものと認識しております。大丈夫だと思いますけれども。

ほか、ございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で議第39号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をお願いいたします。

○消防総務課長（中田邦博）

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書202ページを御覧ください。

議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和7年2月25日提出。

提案理由です。

非常勤消防団員等に関わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容は条例要綱で説明させていただきますので、206ページを御覧ください。

改正理由につきましては、先ほど述べました提案理由と同じですので省略しまして、2の概要から説明します。

1. 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げます。第5条第2項第2号関係になります。

2. 消防作業従事者等の扶養に関わる補償基礎額の加算額に関する事項を改めます。第5条第3項及び第4項関係になります。

この2点の改正につきましては、令和6年12月に一般職の職員の給与に関する法令の一部が改正されたことから、根本となる政令の損害補償額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に関わる補償基礎額の加算額が改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

3. この条例は、令和7年4月1日から施行します。附則第1項関係になります。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第40号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（今井政良議員）

ちょっとお聞きしたいんですけど、公務災害ということで、引き上げるということで、大変いいことだと思うんですけど、やっぱり消防団員の成り手もないという中で、また非常にこの消防団員については、災害時、特に火災、また豪雨災害とか土砂災害、そういった危険が伴う場合の出動が多いと思うんですね。やっぱりそういった面から、市としてももう少し上乘せして、やっぱりある程度の、1万円以上の、最低でもね、やっぱりそのような補償をするということも、一つの消防団員の入団にもつながってくるんでないかなと思うんですが、その辺についてちょっとどうかなと考えだけ。

○消防総務課長（中田邦博）

検討してまいります。以上です。

○委員（今井政良議員）

今、検討するという答弁いただきましたので、ぜひそういった前向きの、ただ成り手がない、募集するだけというんでなしに、やっぱりこういった消防団員さんが非常に国民、市民にとっては本当に大事な一つの役目を担ってみえますので、どうか消防団員になっていただいている方が、家族も心配、万が一のときにやっぱり補填していただけるという、そういった補償を充実してもらおうということも一つの大事な施策ではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○市長（山内 登）

我々ももしできるのであれば、そのような補償をしっかりと差上げたいなというように思っていますが、これは政令の上位法があって、上位法で、国のほうでどのような、我々がどこまで裁量権があるのかということもちょっとよく研究する必要もございますので、今一概に検討してできるものかどうかも含めてしっかりと検討します。ただ気持ちとしては、我々も議員と同じ意見でございますので、もし可能ということであれば、しっかりと前向きに検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○委員（今井政良議員）

お願いします。

○委員長（田中喜登議員）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、以上で議第40号についての質疑を打ち切ります。

続いて、議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について説明をお願いします。

○財務課長（杉山勝彦）

議案書の207ページをお願いいたします。

議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について御説明をさせていただきます。

令和7年度一般会計から令和7年度水道事業会計へ1億417万7,000円を基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により議決を求めるものでございます。

水道施設につきましては、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政が支援すべき事項であることから、簡易水道事業について、料金収入等の全ての収入を充てても、簡易水道事業債元利償還金に不足が生じるため、繰出総額2億3,764万8,000円のうち1億417万7,000円を基準外繰り出しするものでございます。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第41号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、質疑を打ち切ります。

続いて、議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について説明をお願いします。

○財務課長（杉山勝彦）

引き続きまして、議案書208ページをお願いいたします。

議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について御説明をさせていただきます。

令和7年度一般会計から令和7年度下水道事業会計へ1億6,361万3,000円基準外繰り出しすることについて、地方財政法第6条の規定により、議決を求めるものでございます。

下水道施設につきましては、市民生活に欠かせないライフライン施設で、市民サービスの安定的な供給は行政が支援すべき事項であります。料金収入等の全ての収入を充てても、施設の維持管理費等に不足が生じるため、繰出総額8億7,189万5,000円のうち2億312万1,000円を基準外繰り出しするものでございます。

説明は以上になります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田中喜登議員）

それでは、議第42号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、以上で議第42号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第23号から議第31号までの9議案及び議第37号から議第42号までの6議案、合わせて15議案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

ここで、訂正があるようでございますので、財務課長。

○財務課長（杉山勝彦）

大変申し訳ございません。今し方、議案書208ページ、下呂市下水道事業会計への繰出につきまして、説明の中で基準外繰り出し2億312万1,000円と説明させていただきましたけれども、こちらにつきましては1億6,361万3,000円の誤りでございました。大変申し訳ございません。訂正しておわびをいたします。

○委員長（田中喜登議員）

ということでございます。失礼をいたしました。

ただいま賛成の討論中ございました。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

以上で、議第23号から議第31号までの9議案及び議第37号から議第42号までの6議案、合わせて15議案について討論を打ち切ります。

ただいまから採決を行います。

議第23号 財産の譲与について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第23号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第24号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第25号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第26号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第27号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第28号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第29号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第30号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第31号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第37号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第38号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第39号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第40号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決すること

に賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第41号については全会一致で可決すべきものと決しました。

議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第42号については全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午後1時23分 終了